

請 願 審 査 資 料

元年請願第 11 号

小中学校全学年での 35 人以下学級の実施について

令和 2 年 11 月 11 日

教育委員会

1 請願事項

小中学校の全学年で1学級の人数を35人以下にすること。

2 国の動向

小学校、中学校ともに、全学年で学級編制基準が40人以下であったものが、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、平成23年度から、小学校1年生については、学級編制基準が35人以下となっている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について予算編成過程で検討するとして、学級編制基準の引き下げについては、令和3年度予算の文部科学省の概算要求において、予算額を明記しない「事項要求」として盛り込まれている。

3 福岡市のこれまでの取組の経緯

福岡市では、35人以下学級について、以下のとおり取り組んできており、学級編制基準の改定や必要な教職員定数の充実について、国に対し、他の指定都市とともに要望を行ってきた。

- ・平成16年度 希望校で試験実施（小学校1年3校，小学校2年1校）
- ・平成17年度 小学校1年生で本格実施
- ・平成18年度 小学校2年生まで拡大実施
- ・平成19年度 小学校3年生まで拡大実施
- ・平成21年度 中学校1年生で学校の選択により実施
- ・平成22年度 小学校4年生まで拡大実施

4 福岡市の教育実践体制

福岡市では、「第2次福岡市教育振興基本計画」において、小学校1年生から4年生までは35人以下学級、中学校1年生では学校の選択による35人以下学級とし、ティームティーチングや習熟度別による分割指導など、児童生徒の発達段階の課題を踏まえた体制を整備することにより、義務教育9年間を見通した連続性のある教育活動を実施している。

5 請願に対する考え方

義務教育については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に沿って、国がすべての自治体の教職員の任用に係る経費を措置するものと考えており、令和3年度以降の少人数学級のあり方について検討を行っている国の動向を注視するとともに、学級編制基準の改定及び教職員定数の充実を、引き続き国に要望していく。

なお、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、文部科学省が示す「学校の新しい生活様式」を踏まえ、教室内における身体的距離を確保するため、福岡市では、令和3年度に小・中学校全学年で35人以下学級を暫定的に実施することとしている。